

第 5 5 号議案

加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例

(加東市税条例の一部改正)

第 1 条 加東市税条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 [略] 2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4 分の 3</u>とする。 3～6 [略] 7 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3 分の 2</u>とする。 8～15 [略] 16 法附則第 15 条第 3 項第 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3 分の 2</u>とする。 [新設] [新設] <u>17・18</u> [略]	(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 [略] 2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5 分の 4</u>とする。 3～6 [略] 7 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>7 分の 6</u>とする。 8～15 [略] 16 法附則第 15 条第 3 項第 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2 分の 1</u>とする。 <u>17 法附則第 15 条第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。</u> <u>18 法附則第 15 条第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u> <u>19・20</u> [略]
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第 2 条 加東市税条例の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
(所得控除) 第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各	(所得控除) 第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各

号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第3

号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第3

14条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 〔略〕

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初

14条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 〔略〕

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初

に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 扶養親族の氏名

(4) 〔略〕

2～6 〔略〕

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公

に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 〔略〕

2～6 〔略〕

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告

的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 扶養親族の氏名 (4) 〔略〕 2～5 〔略〕	書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) 〔略〕 2～5 〔略〕
---	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第3条 加東市税条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 〔新設〕	附 則 <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)</u> <u>に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定</u>

	<u>にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第9 2 条第1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2 条第2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8 条の4 の2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8 条の4 の3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3 項までにおいて同じ。）の0. 3 5 グラムをもって紙巻たばこの1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1 本当たりの重量が0. 3 5 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1 本をもって紙巻たばこの1 本に換算する方法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0. 2 グラムをもって紙巻たばこの1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1 個当たりの重量が4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1 個をもって紙巻たばこの2 0 本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2 号ただし書の規定の適用</u>
--	--

	<u>を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>
--	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第4条 加東市税条例の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
(公示送達) 第 1 8 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、加東市公告式条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 号）第 2 条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u>	(公示送達) 第 1 8 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を加東市公告式条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 号）第 2 条に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>
(納税証明事項) 第 1 8 条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、</u>道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	(納税証明事項) 第 1 8 条の 3 <u>施行規則</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（加東市都市計画税条例の一部改正）

第 5 条 加東市都市計画税条例（平成 1 8 年加東市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

(2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 (法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合) 1 の 7 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3 分の 2</u>とする。 〔新設〕	附 則 (法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合) 1 の 7 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2 分の 1</u>とする。 (法附則第 1 5 条第 4 1 項の条例で定める割合) <u>1 の 8 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u>

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条、第 5 条、次条及び附則第 6 条の規定 公布の日
- (2) 第 2 条及び附則第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日
- (3) 第 3 条及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (4) 第 4 条及び附則第 5 条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の加東市税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 第 2 条から第 4 条までの規定による改正後の加東市税条例（以下「新条例」という。）第 3 4 条の 2 及び第 3 6 条の 2 第 1 項ただし

書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- ２ 令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３６条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- ３ 新条例第３６条の３の２第１項の規定は、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第２条から第４条までの規定による改正前の加東市税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- ４ 新条例第３６条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条 次項に定めるものを除き、附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- ２ 令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、加東市税条例第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１６条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（１） 加東市税条例第９４条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。

次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(公示送達に関する経過措置)

第5条 新条例第18条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 第5条の規定による改正後の加東市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第 5 5 号議案 要旨

加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国が加古川水系について特定都市河川の指定を検討していること並びに令和 7 年度の税制改正における地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 30 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市税条例の一部改正（第 1 条～第 4 条関係）

ア 固定資産税関係

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）に関連する規定の整備を行い、及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定を参酌して定める割合を改めること。（附則第 10 条の 2）

イ 市民税関係

特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備を行うこと。（第 34 条の 2、第 36 条の 2、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3）

ウ 市たばこ税関係

加熱式たばこに係る課税標準の特例の規定を加えること。（附則第 16 条の 2 の 2）

エ 公示送達関係

インターネットを用いる方法を示す規定の整備を行うこと。（第 18 条及び第 18 条の 3）

(2) 加東市都市計画税条例の一部改正（第 5 条関係）

特定都市河川浸水被害対策法に関連する規定の整備を行い、及び地方税法の規定を参酌して定める割合を改めること。（附則第 1 の 7 及び附則第 1 の 8）

3 施行期日

(1) 2(1)ア及び(2)関係 公布の日

(2) 2(1)イ関係 令和 8 年 1 月 1 日

(3) 2(1)ウ関係 令和 8 年 4 月 1 日

(4) 2(1)エ関係 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日